

## 令和元年度 肺がん検診追跡調査

(表) 肺がん検診におけるがん発見者数と追跡者数

市町名	肺がん			肺がん（喀痰）			計*	追跡結果有*	追跡率* (疑いを除く)
	原発性がん	疑い	他疾患 (転移性がんを含む)	原発性がん	疑い	他疾患 (転移性がんを含む)			
高松市	20	7	131	1	0	1	21	20	95.2%
丸亀市	7	7	64	0	1	0	7	7	100.0%
坂出市	3	12	93	0	0	0	3	3	100.0%
善通寺市	8	2	22	0	0	0	8	8	100.0%
観音寺市	6	2	76	0	0	0	6	6	100.0%
さぬき市	1	0	60	0	0	0	1	1	100.0%
東かがわ市	1	0	34	0	0	0	1	1	100.0%
三豊市	3	0	59	0	0	0	3	3	100.0%
土庄町	0	1	8	0	1	0	0	0	—
小豆島町	0	0	7	0	0	0	0	0	—
三木町	6	0	1	0	0	0	6	6	100.0%
直島町	0	0	2	0	0	0	0	0	—
宇多津町	1	0	14	0	0	0	1	1	100.0%
綾川町	1	0	37	0	0	1	1	1	100.0%
琴平町	2	0	8	0	0	0	2	2	100.0%
多度津町	5	1	17	0	0	0	5	5	100.0%
まんのう町	2	0	21	0	0	0	2	2	100.0%
計	66	32	654	1	2	2	67	66	98.5%

\*原発性がん

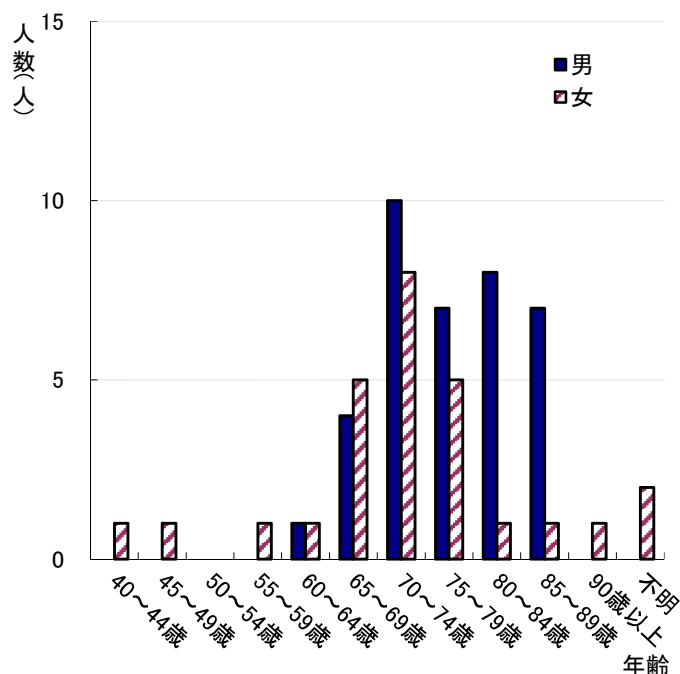
※年齢上限を設けずに集計している。

追跡者のうち、原発性がんの確定診断が得られた64名について、以降の集計を行った。

# 令和元年度 肺がん検診追跡調査結果

(表1) 性・年齢別状況

年齢区分	男(人)	女(人)	計(人)	割合(%)
40～44歳	0	1	1	1.6
45～49歳	0	1	1	1.6
50～54歳	0	0	0	0.0
55～59歳	0	1	1	1.6
60～64歳	1	1	2	3.1
65～69歳	4	5	9	14.1
70～74歳	10	8	18	28.1
75～79歳	7	5	12	18.8
80～84歳	8	1	9	14.1
85～89歳	7	1	8	12.5
90歳以上	0	1	1	1.6
不明	0	2	2	3.1
合計	37	27	64	
割合(%)	57.8	42.2		



(表2) 臨床進行期

stage	男(人)	女(人)	計(人)	割合(%)
潜伏がん	0	0	0	0.0
0期	0	0	0	0.0
I A期	10	14	24	37.5
I B期	3	8	11	17.2
II A期	3	0	3	4.7
II B期	5	0	5	7.8
III A期	3	0	3	4.7
III B期	1	1	2	3.1
III C期	0	1	1	1.6
IV期	5	3	8	12.5
不明・未記入	7	0	7	10.9
合計	37	27	64	

(表3) 組織分類

組織分類	男(人)	女(人)	計(人)	割合(%)
扁平上皮がん	10	0	10	15.6
腺がん	18	22	40	62.5
小細胞がん	1	0	1	1.6
大細胞がん	0	0	0	0.0
その他	0	0	0	0.0
不明・未記入	8	5	13	20.3
合計	37	27	64	

**(表4) 手術の状況**

手術の有無	人数(人)	割合(%)
手術あり	38	59.4
手術なし	26	40.6
合計	64	

**手術の内容**

術式	人数(人)	割合(%)
肺全摘術	0	0.0
肺葉切除術	31	81.6
区域切除術	5	13.2
部分切除術	0	0.0
その他の切除術	0	0.0
その他	2	5.3
小計	38	

**(表5) 生存状況**

状況・死因	人数(人)	割合(%)
死亡	肺がん	3 4.7
	他の疾患	2 3.1
	死因不明	1 1.6
再発	0	0.0
生存	52	81.3
不明	6	9.4
合計	64	

## がん検診追跡調査実施要領

### 1. 目的

市町が実施する各がん検診受診者のうち、精密検査の結果、がんと診断された者について、その病期、治療状況等の把握を行うことにより、検診の効果、効率の評価を行うとともに、効果的な事後管理及び保健事業の推進のための基礎資料を得るものである。

### 2. 追跡調査の実施主体

県下各市町

### 3. 追跡調査の対象となるがん検診

市町が実施する各がん検診

### 4. 追跡調査の様式

がん検診追跡調査依頼状（胃・子宮頸・肺・乳・大腸）

がん検診追跡調査票（胃・子宮頸・肺・乳・大腸）

個人票（胃・子宮頸・肺・乳・大腸・2号用紙）

### 5. 追跡調査票等の送付

精密検査の結果、がんと診断された者について、がん検診追跡調査依頼状と追跡調査票を治療医療機関に送付する。また、がんの疑いの者についても、がんの確定診断が出た時点で送付する。

\*送付する時期は、検診の翌年度中とする。（がんの疑いの者を除く）

### 6. 個人票の作成

各がん検診について、がんと診断された者について個人票を作成し、追跡調査の結果を記入する。また、個人票2号用紙には、保健師活動で得た情報を記入するとともに、最低年1回の情報把握が望ましい。

### 7. 香川県がん対策推進協議会への報告

追跡調査の結果については、香川県がん対策推進協議会の求めに応じて報告するものとする。

### 8. 書類の取扱いについての注意（秘密の保持）

書類の取扱は慎重におこない、保管場所の確保、担当者の限定等プライバシー保護に十分配慮する。

### 9. 保健所の役割

市町におけるがん検診追跡調査の円滑な実施を図るため、援助、指導を行うものである。

附 則

この要領は、平成4年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年9月20日から施行する。

